

第31回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和7年6月10日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	欠	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出	10 番	岡田 康平	出
11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出	13 番	片岡 節男	出
14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出			

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 40 分

- | | |
|------------------------------|---|
| <p>1 開会の辞
事務局長(小高秀之)</p> | <p>それでは、第31回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>2 会長挨拶
会長(伊藤和雄)</p> | <p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第31回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>3 開会の宣言
議長(伊藤和雄)</p> | <p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第31回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p> |
| <p>4 議事日程
(日程第1) 議長</p> | <p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、10番議席岡田康平委員と、13番議席片岡節男委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>(日程第2) 議長
(日程第3)</p> | <p>それでは、日程第2 報告第57号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第58号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> |

(日程第 4)	
	報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。 議長 続きまして、日程第 4 議案第 179 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	議長 日程第 4 議案第 179 号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和 7 年 6 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 中間管理機構分が、64 筆、総面積 93,580.40 m²であることを報告します。
	議長 事務局の説明は終わりました。 本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定について意見を求めるものです。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定となっております。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特に無いようですので、議案第 179 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」につきまして採決いたします。

(日程第 5) 議長 事務局	本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。 続きまして、議案第 180 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 日程第 5 議案第 180 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和 7 年 6 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の 3 条所有権移転の申請は、5 件、6 筆、面積 4,696.36 ㎡です。 <7 番案件>の申請地は、北勢町奥村地内の田です。 譲受人である北勢町奥村の [] が、愛知県春日井市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、771 ㎡を贈与により譲り受ける申請です。 <8 番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の田です。 桑名市の [] が、桑名市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、2,224 ㎡を売買により譲り受ける申請です。 <9 番案件>の申請地は、大安町大井田地内の畑です。 譲受人である大安町大井田の [] が大安町大井田の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、505 ㎡を売買により譲り受ける申請です。 <10 番案件>の申請は、取下願が出されております。 <11 番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の畑です。 譲受人である大安町梅戸の [] が大安町梅戸の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、910 ㎡を売買により譲り受ける申請です。 <12 番案件>の申請地は藤原町市場地内の畑です。 譲受人である藤原町市場の [] が藤原町市場の [] が
-------------------------------------	---

	所有する議案書に記載の 2 筆、286.36 m²を売買により譲り受ける申請です。 以上所有権 5 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、採決に入ります。 議案第 180 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。
(日程第 6) (日程第 7) (日程第 8)	議長 続きまして、議案第 181 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 182 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」、議案第 183 号「農地法第 5 条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局 日程第 6 議案第 181 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 7 年 6 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、5 件、5 筆で 2,107.76 m²です。 ＜10 番案件＞の申請地は大安町丹生川久下地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。 転用計画としては、大安町丹生川中の [] が大安町丹生川久下の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、1.76 m²を個人住宅

用地へ転用したい旨の計画です。

既設コンクリート擁壁により、土砂の流出を防止します。

取水・排水はなく、雨水は、自然浸透にて処理します。

以前から宅地として利用していますので、始末書が提出されています。

<11 番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が桑名市の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、723 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはフェンスを設置し、土留めは現状の法面を利用します。

取水・排水はなく、雨水は、自然浸透にて処理します。

<12 番案件>の申請地は、大安町門前地内の田です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、大安町門前の[]が名古屋市の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、155 m²を車庫用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。既設コンクリート擁壁により、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<13 番案件>の申請地は、員弁町宇野地内の田です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が員弁町宇野の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、945 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水・排水はなく、雨水は、自然浸透にて処理します。

<14 番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の田です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、大安町門前の[]が大安町南金井の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、283 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。土留工事を施工し土砂および雨水の流出を防止します。

取水は上水道を引込み、汚水・生活排水は下水道に接続、雨水は

集水して既設水路へ放流します。

平成 28 年頃から駐車場として利用していましたので、始末書が提出されています。

続きまして、日程第 7 議案第 182 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和 7 年 6 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1 件、1 筆で、347.50 m²です。

<3 番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の田です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、東京都新宿区の [] が北勢町田辺の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、347.50 m²を進入用道路用地へ転用したい旨の計画です。

次に説明する太陽光発電施設のために一時的に進入用道路にする転用です。

土地造成は整地のみであり、切土・盛土なしのため、土砂流出の懸念はありません。

取水・排水はなく、雨水は、自然浸透にて処理します。

現在、稲作中により、稲の収穫後に一時転用を行います。

続きまして、日程第 8 議案第 183 号

農地法第 5 条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和 7 年 6 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1 件、1 筆で、770 m²です。

<2 番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の田です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、東京都中央区の [] が北勢町田辺の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、770 m²を太陽光発電施設のための地上権を設定し

	たい旨の計画です。 土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。 取水・排水はなく、雨水は、自然浸透にて処理します。 以上 5 条所有権移転 5 件、使用貸借権設定 1 件及び地上権設定 1 件の計 7 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきまして、6 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第 181 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」5 件、議案第 182 号「農地法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1 件、議案第 183 号「農地法の規定による農地の地上権設定許可申請について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 181 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第 182 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。

(日程第 9) 議長 事務局	よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第 183 号「農地法第 5 条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続きまして、議案第 184 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 日程第 9 議案第 184 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 7 年 6 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は 3 件、4 筆、1,136 m²です。 <6 番案件>の申請地は、藤原町上之山田地内の台帳地目、田です。 願出者は名古屋市の [REDACTED] で、平成 13 年以前から水路敷に転用し、現在に至っております。 <7 番案件>申請地は、北勢町別名地内の台帳地目、畑です。 願出者は北勢町別名の [REDACTED] で、平成 17 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <8 番案件>申請地は、藤原町篠立地内の台帳地目、畑です。 願出者は藤原町篠立の [REDACTED] で、平成 17 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 以上 3 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくをお願いします。 事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地

		についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。
	議長	特に無いようですので、議案第 184 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。 議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
5 その他	議長	次回は、7 月 3 日午前 9 時から現地調査、6 番議席松葉里美委員と 10 番議席岡田康平委員は出席をお願いします。 次回委員会は、7 月 10 日です。場所は、行政棟 2 階庁議室となります。よろしくお願いします。
6 閉会の宣言	議長	それでは、これをもちまして第 31 回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。
【午前 9 時 40 分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
